

川口市社会福祉センター（神根福祉センター）

施設概要	
設置目的	老人及び障害者に対する福祉サービスの提供、福祉に関する社会奉仕活動を行う団体等に対する活動支援等を総合的に行い、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため。
所在地	埼玉県川口市大字道合 1 4 2 1 番地
構造規模	① 構造 鉄筋コンクリート造 3階建 ② 敷地面積 3,234.25 m ² ③ 延床面積 2,739.74 m ² ④ 施設内容 (1)老人デイサービス事業 50人 (2)地域活動支援センター事業 15人 (3)ボランティア活動支援事業 事務室、機能回復訓練室、日常生活訓練室、作業室、静養室、食堂、湯沸室、トイレ、駐車場、特別浴室、介助浴室、脱衣室
所管課	福祉部 長寿支援課
選定概要	
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日 【5年】
選定種別	非公募（別添1のとおり）
利用料金	有り
福祉部専門委員会における選定結果	
第一位指定管理者候補者	
名称	社会福祉法人 川口市社会福祉事業団
所在地	埼玉県川口市大字道合 1421 番地
代表者	理事長 水野 敦志
主な業種	福祉施設の受託管理業務及び自主経營業務
法人の目的	川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズに応えるため、社会福祉法に基づき、福祉施設を設置運営することを目的とする。
法人の事業	1. 受託経営施設 ・老人福祉施設として、高齢者総合福祉センター「サンテピア」（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）、老人デイサービスセンター「れんげそう」（横曽根、新郷、芝、芝南、前川東、鳩ヶ谷）、老人福祉センター「たたら荘」（安行、神根、芝）、社会福祉センター（老人デイサービス事業、ボランティア活動支援事業）を運営している。 ・障害福祉施設として、障害者一時入所施設「しらゆりの家」、社会福祉センター（地域活動支援センター事業）、生活介護きじばと、就労継続支援きじばとを運営している。

	<p>・その他として、地域包括支援センター（神根、新郷、芝伊刈、西、鳩ヶ谷東部）、障害者相談支援センターしらゆり（相談支援事業）を運営している。</p> <p>2. 自主経営施設</p> <p>老人福祉センター（6箇所）、鳩ヶ谷福祉センター（1箇所）、居宅介護支援事業所（4箇所）、やすらぎの家（2箇所）、生活介護事業所（1箇所）を運営している。</p>
役員の状況	理事長1名、常務理事1名、理事8名、評議員21名、監事2名からなる。
指定管理料	【5年総額】328,492,000円
選定理由	<p>当該施設は、神根たたら荘を併設した複合施設であり、かつ、老人デイサービス事業、地域活動支援センター事業、ボランティア活動支援事業相互の連携を密にした一体的な管理が必要であることから、随意指定とする。</p> <p>福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、川口市養護老人ホームの目的・役割等を十分に理解し、入所施設としての施設運営が適切に行われ、かつ、施設の運営方針、利用の確保、施設の効果、事業計画に沿った管理能力、管理軽費の縮減、法人の現状が適正であるかについて、提出された資料の審査を行い、総合的に評価して選考を行った。</p> <p>選考評価表に従って、4名の選考委員が6分野10項目について採点した合計点数は、400点満点中328点となった。</p> <p>社会福祉法人川口市社会福祉事業団は、6分野10項目のうち、「川口市社会福祉センターの運営の理念と希望する理由」、「市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について」の2項目について、高い評価を受け、その他についても概ね適正の評価を受けた。</p> <p>福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、選定経過等を踏まえ、選考評価表の採点結果から、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とする。</p>
<h3>川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等</h3>	
<p>川口市社会福祉センター（神根福祉センター）の指定管理者候補者の選定については、専門委員会で適正な手続がなされ、候補者として選定基準等に合致しているものと判断した。</p>	
<h3>選定資料</h3>	
選定書類	添付資料
指定管理者申請団体審査結果	別紙1
審査基準	別紙2
審査表	別紙3

選定経過				
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議及び専門委員会選定スケジュール				日程
○第1回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者選定方法、審査基準、募集内容				平成27年 5月29日
○第2回専門委員会○ ※決定事項 対象施設現地視察				平成27年 7月10日
○第3回専門委員会○ ※決定事項 プレゼンテーション審査				平成27年 8月21日
○第4回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者及び第2位候補者の決定				平成27年 9月25日
●川口市指定管理者候補者選定及び評価会議●				平成27年10月30日
福祉部専門委員会委員名簿				
	役職	氏名	区分	経歴等
1	委員長	池田 誠	福祉部長	
2	副委員長	小林 修	知識経験者	小林修税理士事務所
3	委員	小山 圭三	知識経験者	特別養護老人ホーム紫水苑施設長
4	委員	井出 信男	知識経験者	(社福) ごきげんらいぶ理事長
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員名簿				
	役職	氏名	区分	経歴等
1	会長	水野 敦志	副市長	
2	副会長	高田 勝	副市長	
3	副会長	寺田 美津司	社会保険労務士	埼玉県社会保険労務士会川口支部長
4	委員	谷川 光洋	弁護士	弁護士会埼玉弁護士会所属
5	委員	鈴木 真由美	税理士	関東信越税理士会川口支部所属
6	委員	木村 裕美	中小企業診断士	早稲田大学研究員
7	委員	伊藤 正樹	市民代表	川口機械工業企業研究会特別幹事
8	委員	佐藤 千恵子	市民代表	スクールカウンセラー
9	委員	橋本 泰孝	市民代表	NPO川口市民環境会議 副代表理事

川口市社会福祉センター 選考評価表（集計用）

法人名 川口市社会福祉事業団

	A	B	C	D	合計
1-① 川口市社会福祉センターの運営の理念と希望する理由	5	5	4	4	18
2-① 利用者の対応について	5	4	3	4	16
2-② 職員の配置について	5	4	3	4	16
3-① 川口市社会福祉センターの目的を達成するための考え方について	5	4	3	4	16
3-② 市民に対する関連情報の提供方法について	5	4	3	4	16
4-① 専門知識や利用者への指導能力の育成について	5	5	3	3	16
4-② 市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について	5	5	4	4	18
5-① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について	5	5	4	3	17
5-② 適正な経費について	5	4	3	3	15
6-① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	5	4	4	3	16
計	50	44	34	36	164
点数（100点満点） ※採点する際は5段階評価だが、配点は各項目10点のため	100	88	68	72	328

審査項目について

1 川口市社会福祉センターの運営方針について
<p>① 川口市社会福祉センターの運営の理念と希望する理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 川口市社会福祉センターの設置目的を理解し、高齢者等の心身の健康保持並びに高齢者及びその家族の生活の安定に資する適切な理念、方針や考え方が述べられているか。 <p>※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。</p>
2 川口市社会福祉センターを利用するかたの平等な利用の確保について
<p>① 利用者の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付の方法など、平等公平に施設利用運営が行われるような提案か。 利用者を尊重する姿勢がみられるものとなっているか。 年齢や要支援・要介護状態にとらわれず、高齢者等の利用を幅広く受け入れることができるか。 <p>※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。</p>
② 職員の配置について
<ul style="list-style-type: none"> 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な職員配置がなされているか。 利用者の障害特性や利用人数に応じた柔軟かつ適切な職員配置ができるようになっているか。 提案した事業運営を実現するための適切な職員配置がなされているか。 <p>※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。</p>
3 施設の効果について
<p>① 川口市社会福祉センターの目的を達成するための考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的を達成するための考え方を述べられているか。 高齢者等の心身の健康保持並びに高齢者及びその家族の生活の安定の成果が望まれるものとなっているか。 <p>※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。</p>
② 市民に対する関連情報の提供方法について
<ul style="list-style-type: none"> 必要な社会資源(関連機関・団体、情報)を的確に認識しているか。 必要な社会資源(関連機関・団体、情報)の入手法や連携を述べられているか。 それらをどのように市民へ提供していくのか具体的に述べられているか。 <p>※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。</p>

4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について

① 専門知識や利用者への指導能力の育成について

- ・ 専門知識の習得や利用者への指導能力について、どのような考えで、向上させていくのか。
- ・ 職員研修などを具体的にどのように実施していくのか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

② 市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について

- ・ サービスの向上を目指し、内容の見直しなどが行われる具体的な提案があるか。
- ・ 利用者のニーズをどのように把握していくかが具体的に述べられているか。
- ・ トラブルや苦情への考え方や対応は適切に示されているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

5 管理経費の縮減について

① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について

- ・ 経費を有効かつ効果的に配分しているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

② 適正な経費について

- ・ 修繕費を含め、必要な経費を見積もっているか。
- ・ 稼働率に見合った収入を計上し、金額に反映しているか。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

6 応募法人の現状等について

① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について

- ・ 類似施設の運営実績はどうか。
- ・ 外部監査を実施しているか。
- ・ 法人等の運営が健全に行われているか(決算報告、財産目録、財務分析表等を参照)。

※ 非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願い致します。

川口市社会福祉センター一選考評価表（記入用）

委員氏名 _____

法人名 _____

	非常に優れている	優れている	適当	やや劣っている	劣っている
1 川口市社会福祉センターの運営方針について					
① 川口市社会福祉センターの運営の理念と希望する理由	5	4	3	2	1
2 川口市社会福祉センターを利用するかたの平等な利用の確保について					
① 利用者の対応について	5	4	3	2	1
② 職員の配置について	5	4	3	2	1
3 施設の効果について					
① 川口市社会福祉センターの目的を達成するための考え方について	5	4	3	2	1
② 市民に対する関連情報の提供方法について	5	4	3	2	1
4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について					
① 専門知識や利用者への指導能力の育成について	5	4	3	2	1
② 市民ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について	5	4	3	2	1
5 管理経費の縮減について					
① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について	5	4	3	2	1
② 適正な経費について	5	4	3	2	1
6 応募法人の現状等について					
① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	5	4	3	2	1

平成 28 年度から平成 32 年度の高齢者福祉施設の指定管理者を
社会福祉法人川口市社会福祉事業団に随意指定とする理由

長寿支援課の所管による高齢者施設は、

川口市特別養護老人ホーム（サンテピア）

川口市養護老人ホーム（サンテピア）

川口市軽費老人ホーム（サンテピア）

川口市老人デイサービスセンター横曽根れんげそう（高齢者在宅サービスセンター）

川口市老人デイサービスセンター新郷れんげそう（サンテピア）

川口市老人デイサービスセンター芝れんげそう（芝福祉センター）

川口市老人デイサービスセンター芝南れんげそう

川口市老人デイサービスセンター鳩ヶ谷れんげそう

川口市老人福祉センター神根たたら荘（社会福祉センター）

川口市老人福祉センター芝たたら荘（芝福祉センター）

川口市老人福祉センター安行たたら荘

川口市社会福祉センター

の計 12 施設がある。

川口市特別養護老人ホーム

川口市養護老人ホーム

川口市軽費老人ホーム

は、高齢者総合福祉センターサンテピア内に設置された社会福祉法の規定による第 1 種社会福祉事業による入所施設であり、こうした施設は、終身または身辺自立度により福祉サービスを提供するもので、施設職員が「共同生活」に参加し、利用者との関係を密接なものにすることによって、家族同様の信頼感を得るものである。そのため指定期間を定め、運営主体を数年ごとに変更してしまうことは入所者の精神的な安定を損ない、サービスの低下に繋がること。

以上のことから、現行の社会福祉法人川口市社会福祉事業団に引き続き管理を行わせることで、長年培ってきたノウハウをもとに安心安全なサービスの提供と安定的な管理運営が期待でき、更に、専門性の高い福祉介護の援助技術が可能となるもの。

また、上記入所施設に併設する川口市老人デイサービスセンター新郷れんげそうについてもサンテピア内の各施設間の連携を密とした一体的な管理運営が望ましいことから、社会福祉法人川口市社会福祉事業団に引き続き管理運営を行わせるもの。

各老人福祉センターについては、**神根・芝の両たたら荘**が複合施設であり一体的な管理が必要（※）であること、及び、**本町・芝中央・仲町・南平・新郷・前川**の各**たたら荘**を社会福祉法人川口市社会福祉事業団が自主運営していることから、巡回する看護師等の配置や培ってきたノウハウを生かし効率的、かつ合理的な運営が期待できることから、引き続き社会福祉法人川口市社会福祉事業団を指定管理者として管理運営を行わせるもの。

各デイサービスセンターのうち、**芝れんげそう**については、**芝たたら荘**を併設する複合施設であることから社会福祉法人川口市社会福祉事業団を指定管理者として管理運営を行わせるものであること。

また、**芝南れんげそう**については、介護保険法に定められた介護保険料等を運営費に充て、指定管理者管理運営委託料は発生していない状況のなかで、定員10名の施設単体で利益を見込むのが困難であること。

更に、**鳩ヶ谷れんげそう**については、市や外郭団体の合併に伴い、これまでの実績や市内のれんげそうを効率的に一括運営管理するということ。

以上のことから、社会福祉法人川口市社会福祉事業団に引き続き管理運営を行わせるもの。

また、**社会福祉センター**については、前述の**神根たたら荘**を併設した複合施設であり、かつ、相互の連携を密とした一体的な管理が必要であることから、社会福祉法人川口市社会福祉事業団に引き続き管理運営を行わせるもの。

（※）出典：行政経営推進室「第3版 指定管理者制度について」P15「選定施設の単位」